

浜の活力再生広域プラン

1 広域水産業再生委員会

組織名	今治・越智地区広域水産業再生委員会
代表者名	会長 徳永 安清（愛媛県漁業協同組合桜井支所 支所運営委員長）

広域委員会の 構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・今治地区地域水産業再生委員会（愛媛県漁協今治支所、小部支所、菊間支所、渦浦支所、津倉支所、宮窪支所、伯方支所、大三島支所、関前支所） ・桜井地区地域水産業再生委員会（愛媛県漁協桜井支所） ・大浜地区地域水産業再生委員会（愛媛県漁協大浜支所） ・上島地区地域水産業再生委員会（愛媛県漁協弓削支所、魚島支所、岩城生名支所）
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県、今治市、上島町、愛媛県漁業協同組合

対象となる地 域の範囲及び 漁業の種類	範囲：愛媛県今治・越智地区（今治市、越智郡上島町） 漁業種類：小型機船底びき網、いわし機船船びき網、ごち網、刺網、流網、 建網、かご漁、はえ縄、小型定置網、一本釣、潜水器漁業、採貝 藻漁業、のり養殖、ひじき・わかめ養殖業、かき養殖業、その他 の養殖業 構成員： （陸地部）愛媛県漁協今治支所、小部支所、菊間支所、桜井支所、大浜支所 計5支所、376経営体 （島嶼部）愛媛県漁協渦浦支所、津倉支所、宮窪支所、伯方支所、大三島支 所、関前支所、弓削支所、魚島支所、岩城生名支所 計9支所、511経営 体																																																																			
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">陸地部</th> <th style="text-align: center;">島嶼部</th> <th style="text-align: center;">合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・小型機船底びき網</td> <td style="text-align: center;">210</td> <td style="text-align: center;">77</td> <td style="text-align: center;">287経営体</td> </tr> <tr> <td>・ごち網</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">15経営体</td> </tr> <tr> <td>・刺網類</td> <td style="text-align: center;">41</td> <td style="text-align: center;">104</td> <td style="text-align: center;">145経営体</td> </tr> <tr> <td>・小型定置網</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">27経営体</td> </tr> <tr> <td>・その他網類</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">21経営体</td> </tr> <tr> <td>・一本釣</td> <td style="text-align: center;">85</td> <td style="text-align: center;">173</td> <td style="text-align: center;">258経営体</td> </tr> <tr> <td>・はえ縄</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">12経営体</td> </tr> <tr> <td>・潜水器漁業</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">31</td> <td style="text-align: center;">34経営体</td> </tr> <tr> <td>・採貝藻漁業</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">17経営体</td> </tr> <tr> <td>・その他の漁業</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">28経営体</td> </tr> <tr> <td>・魚類養殖業</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12経営体</td> </tr> <tr> <td>・のり養殖業</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12経営体</td> </tr> <tr> <td>・ひじき・わかめ養殖業</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">6経営体</td> </tr> <tr> <td>・かき養殖業</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">9経営体</td> </tr> <tr> <td>・その他の養殖業</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4経営体</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（合 計）</td> <td style="text-align: center;">376</td> <td style="text-align: center;">511</td> <td style="text-align: center;">887経営体</td> </tr> </tbody> </table>		陸地部	島嶼部	合 計	・小型機船底びき網	210	77	287経営体	・ごち網	5	10	15経営体	・刺網類	41	104	145経営体	・小型定置網	7	20	27経営体	・その他網類	5	16	21経営体	・一本釣	85	173	258経営体	・はえ縄	8	4	12経営体	・潜水器漁業	3	31	34経営体	・採貝藻漁業	3	14	17経営体	・その他の漁業	9	19	28経営体	・魚類養殖業	0	12	12経営体	・のり養殖業	0	12	12経営体	・ひじき・わかめ養殖業	0	6	6経営体	・かき養殖業	0	9	9経営体	・その他の養殖業	0	4	4経営体	（合 計）	376	511
	陸地部	島嶼部	合 計																																																																	
・小型機船底びき網	210	77	287経営体																																																																	
・ごち網	5	10	15経営体																																																																	
・刺網類	41	104	145経営体																																																																	
・小型定置網	7	20	27経営体																																																																	
・その他網類	5	16	21経営体																																																																	
・一本釣	85	173	258経営体																																																																	
・はえ縄	8	4	12経営体																																																																	
・潜水器漁業	3	31	34経営体																																																																	
・採貝藻漁業	3	14	17経営体																																																																	
・その他の漁業	9	19	28経営体																																																																	
・魚類養殖業	0	12	12経営体																																																																	
・のり養殖業	0	12	12経営体																																																																	
・ひじき・わかめ養殖業	0	6	6経営体																																																																	
・かき養殖業	0	9	9経営体																																																																	
・その他の養殖業	0	4	4経営体																																																																	
（合 計）	376	511	887経営体																																																																	

（平成29年度漁業就業動向調査データより）

2 地域の現状

(1) 地域の水産業を取り巻く現状等

(地域水産業の概要)

四国の北東部に位置する愛媛県今治市と、愛媛県と広島県との間に点在する芸予諸島からなる当地区は、海峡部と島嶼部がもたらす急流と瀬が織りなす豊かな漁場が形成され、漁船漁業では、主に一本釣り、小型機船底びき網、一そうローラーごち網が営まれている。また、島嶼部周辺では、県内一の生産量・金額を誇る板ノリの浮流し養殖が営まれ、静穏域において、小規模ながらカキ養殖、藻類養殖及び魚類養殖も行われている。

平成 11 年に、本州四国連絡橋 3 ルートのうち、広島県尾道市から今治市にかけて芸予諸島を架橋で結ぶ「瀬戸内しまなみ海道」が開通し、四国と中国地方間は無論のこと、当地区内の島嶼部と陸地部間においても物流は大幅に改善されたものの、架橋による労働人口の流出に伴う漁業後継者の減少及び高齢化、架橋から外れた地域との地域間格差の拡大、さらに漁場環境の変化に伴う漁獲量の減少、燃油、漁業資材および養殖餌料の高止まりによる漁業所得の減少など、当該地域の水産業を取り巻く状況は厳しいものとなっている。

県の実施した漁業就業動向調査によると、平成 19 年度末漁労体数は 1,139 (陸地部 493、島嶼部 646) であったが、平成 29 年度末には 887 (陸地部 376、島嶼部 511) と 10 年間で約 22% 減少しており、漁労体の殆どが経営規模の小さな家族経営によるものである。また、平成 19 年度末の漁業就業者数は 1,381 名 (陸地部 540、島嶼部 841) で、その内 65 歳以上の割合は 43% (陸地部 41%、島嶼部 44%) であったが、10 年後の平成 29 年度末には 1,013 名 (陸地部 385、島嶼部 628) となり、その内 65 歳以上の割合は 45% (陸地部 42%、島嶼部 50%) と高齢化が進んでおり、島嶼部の過疎高齢化が陸地部よりも加速している。新たな漁業就業者を確保するため、県と市と漁協が連携し、漁業者の子弟や U・I ターン者を対象に、就業準備に必要な資格の取得や着業時の漁業経費に対して補助を行い、新規漁業就業者の確保に努めていが、希望する者は少なく、漁業者の減少に歯止めがきかない状況にある。

当地区内には組合員数が数十名の小さな支所から組合員数百名の大きな支所まで、14 の支所が存在し、支所 2 箇所、民間 1 箇所の魚市場があるが、少量多種の漁獲と地元消費が中心であるため、市場でのセリ売りを介さない仲買業者との相対取引が中心である。また、少量多種の漁獲と地元消費が中心であるため、地区内各地の間の連携が不十分となり、ブランド発信力に乏しく、「瀬戸内しまなみ海道」の開通により、中国地方への流通経路が開けたものの、水産物流通面では有効に活用されておらず、当地区の水産物の魚価向上につながっていないのが現状である。

(2) その他の関連する現状等

(地域の概要)

今治・越智地区は、今治市と越智郡上島町の 1 市、1 町により構成され、この内、今治市は、平成 17 年に旧今治市を中心とする「陸地部」と大三島、伯方島、大島、関前などの島嶼部 11 町村が合併して誕生し、松山市に次ぐ人口 17 万人の県下第 2 位、四国では各県の県

庁所在地に次いで5番目の人口を擁する都市になった。一方、越智郡上島町は、愛媛県の北東部、広島県境に浮かぶ7つの有人島と、18の無人島からなる県内唯一の離島自治体であり、平成16年に弓削町・生名村・岩城村・魚島村の1町3村が合併して誕生した。

両市町は古くから、瀬戸内の交通の要衝として栄えるなど、歴史的・文化的な共有性を有し、産業面においても漁業を中心に、造船・海運業、かんきつ農業など共通の産業基盤を有している。また、陸地の道路網が今治市を中心に発達するとともに、今治港と島嶼部と結ぶ航路網が張り巡らされるなど、交通の面でも結び付きが強い地域であり、さらに、平成11年の「瀬戸内しまなみ海道」開通をはじめとした交通網の整備と、上島町内の4島を3橋で結ぶ、「ゆめしま海道」事業が進捗しており、将来的には、しまなみ海道が通る島と本ゆめしま海道をつなぐ上島架橋構想があり、今後、生活圏としての一体感はますます強固になると考えられる。

3 競争力強化の取組方針

(1) 機能再編・地域活性化に関する基本方針

地区内での連携を促進することで「しまなみブランド」を有効に活用し、当地区の水産物の付加価値向上と地域全体の競争力向上を図るため、以下の取組みを実践する。

1 大消費地向け出荷に適した地区内集出荷機能の再編及び物流ルート構築

当地区の支所は、小規模で魚市場を有さないところが多く、少量多種の漁獲が特徴である。加えて、各浜で漁獲される魚種が季節により偏る傾向にあり、地元消費中心であるため、供給が過多になり魚価が下落したり、反対に取扱に適さない一定量以下の供給では非常に安い魚価になってしまう場合がある。その対策として、集積する魚種を設定し、地区内における集積地を絞り、選別・統一規格化することで、「しまなみブランド」として、量販店や県外の大消費地に、地元価格よりも高値で流通させるルートを流通業者とともに構築する。

「瀬戸内しまなみ海道」の開通により、当地区からの県外のアクセスが容易になり、今治港から、燧灘東部沿岸を経由して大阪中央卸売市場に到達する時間と距離（4時間8分、305km）よりも、短時間で、広島魚市場（2時間11分、158km）や境港魚市場（277km、4時間5分）に到着することが可能となり、これまで出荷見込みがなかった北九州中央卸売市場（4時間53分、366km）や福岡中央卸売市場（5時間34分、430km）も地区内魚介類の新たな出荷先として選択肢の拡大が期待される。

なお、集出荷ルートについては、燧灘東部沿岸を経由する東西ルートと、しまなみ海道を経由する南北ルートの2経路を設定する。

2 天然高級魚の増産・大型化による知名度向上

本海域特産のキジハタとオコゼは養殖が難しく、市場に出回る個体のほとんどが天然物であり、漁獲量も少ないため、特定の市場を中心に高価で取引されている。当地区においても、

両魚種について稚魚の放流を継続的に実施するとともに増殖場を整備するなど、資源量増大に努めている。しかし、一般的な知名度不足や小型魚の漁獲により、安価に取引されることが多く、漁家所得の向上につながっていない事例が多い。

そこで、これらの魚種について、一般市場向けにも高級魚としての知名度向上を図るとともに、体長制限や禁漁区の設定など、当地域全域にわたる生息域や成長過程に応じた統一的な資源保護活動を通して漁獲物の増産・大型化を図り、知名度向上と合わせて収益性の向上を図る。

3 養殖魚種の多様化

瀬戸内海海域の当地区は、養殖業が盛んな宇和海海域に比較して、養殖に適した静穏海面が少ないことや、海水温が低いことから養殖生産が伸び悩んでいる。しかし、近年、低水温に強いサケ科魚類の海面養殖技術の導入により、当地区においても、従来の魚類養殖繁忙期を避けた短期養殖可能なサケ類の海面養殖を試験的に導入し、地域ブランドとして売り出すなどして、新たな需要が生み出されている。

サケ類の市場価格は、好調な回転すし需要や嗜好の変化、円安傾向による主要供給先である海外からの輸入価格の上昇および安心安全な国産品への需要の高まりから、上昇傾向にあり、今後もキロ当たり 1,000 円程度と、マダイ、ハマチ以上の価格で取引されると考えられる。

そこで、これらサケ類養殖も含めた養殖魚種の多様化や出荷サイズ等の規格の域内統一化を通じた地域ブランド設定による活性化によって、当地区の養殖生産を振興することで、養殖漁家の増加及び所得の向上を図る。

4 ノリ養殖業の協業促進による高収益化

当地区のノリ養殖業は、県内一の出荷量であるが、零細な個人業者が養殖から加工まで行っているため、異物除去機や乾燥器などの設備投資の負担が大きく、将来的に設備の老朽化による機器更新に対応できず、ノリ生産に支障をきたす恐れがある。

また、地球温暖化に代表される漁場環境の変化により、漁場水温の上昇と海水中の栄養塩濃度が減少傾向にあり、ノリの生育不良が問題になってきている。

そこで、域内でノリ養殖業者の協業化を促進することで、新型設備の導入コストの軽減や高品質化によるブランド化を図り、養殖漁家の所得を向上させるとともに、海水温の上昇と栄養塩不足に対応するため、水産研究センター等の試験研究機関の開発した技術を使い、高温耐性株や栄養塩添加技術を導入し、収穫量の増加と高品質化による単価向上を図ることとする。

5 藻類生産のグループ化による省力・省コスト化と品質向上

当地区の海岸と島嶼部では良質のヒジキ・テングサ・アカモク・ワカメ等が採集され、ヒジキとワカメについては養殖も行われている。近年、健康志向の高まりと、食の安全意識の

高まりによる安心安全な国産原料へのニーズから、これらの藻類の需要は高くなってきている。しかし、現在、これらの藻類は、個人または各養殖業者が個々に加工を行い出荷しており、それぞれ出荷のロットサイズが小さく、加工レベルも一定でないため、価格上昇が期待できない状況にある。

そこで、藻類生産において、グループ化を進め、域内における共同集荷および共同加工体制を構築することにより、省力・省コスト化と品質向上・ブランド化による藻類生産漁家の所得向上を図る。

6 連携(産学・異業種)による水産物の付加価値化

当地区では漁協女性部等の水産関係団体が、地元で水揚げされる魚介類を原材料として、惣菜などの水産加工品を製造し販売しているが、それぞれの活動規模は小さく、連携も不十分であることから、一般消費者の商品に対する認知度が低く漁家の所得向上に繋がっていない。

また、当地区内には、今治明德短期大学 調理師専修科や平成 30 年 4 月に開校した岡山理科大獣医学部といった学術機関もあるが、これまで漁業関係者との連携はなく、さらに、かんきつ類や農産物の生産が盛んな地域であるにも関わらず、農業関係者との連携も見られない。

そこで、地区内の水産関係団体同士の連携や、大学、農業関係者などとの産学および異業種間連携を促進し、6次産業化等による、「しまなみブランド」商品を開発することにより、地域産品の競争力を強化して漁業者の所得向上を図る。

7 漁港施設の整備による水産業の競争力強化

漁港施設において、浮棧橋の設置や可動橋の補修、防波堤等の補修を行うことにより、漁業者の就労環境の改善や安全対策の向上を図り、安定的な漁業活動を維持維持することで、水産業の競争力強化を図る。

(2) 中核的担い手の育成に関する基本方針

- ・全 14 支所は、漁業所得向上のための経営改善指導を行うことにより、中核的漁業者の定着と育成を図る。
- ・全 14 支所は、就業者フェアやセミナー等により漁業研修生の受入や雇用拡大を行う。
- ・中核的漁業者が中心となり、新たな漁業就業者が中核的な漁業者となるよう育成に取り組むを行う。

(3) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

資源の減少に対し、県漁業調整規則により漁獲圧の高い浮きはえ縄漁業に対し、タチウオ、フグ、サワラを対象とした操業を禁止している。サワラについては、広域回遊魚のため瀬戸内海関係県を対象とした広域調整委員会指示による操業期間の縮小など、各県の連携で漁獲

努力量の削減に取り組んでいる。また、隣接する支所間で入漁協定を設定し、漁場の有効利用に努めるとともに、養殖漁業においては、養殖漁場の環境に関する改善目標を設定して、密殖などの不適切な管理に起因する疾病の蔓延や養殖魚介類の品質低下を防ぐ取り組みを行っている。

(4) 具体的な取組内容（年度ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成31年度）

<p>取組内容</p>	<p>【機能再編・地域活性化関連】</p> <p>地区内での連携を促進することで「しまなみブランド」を有効に活用し、当地区の水産物の付加価値向上と地域全体の競争力向上を図るため、以下の取組みを実践する。</p> <p>① 大消費地向け出荷に適した地区内集出荷機能の再編及び物流ルート構築</p> <p>地元価格よりも高価に取引される県外市場へ流通させるルートを構築するため、燧灘東部沿岸を経由する東西ルートと、しまなみ海道を経由する南北ルートの2経路を設定することを目標に、集積する魚種を設定し、地区内における集積地を絞り、選別・統一規格化についての取組みを行うための協議会を設置し、実証に向けた具体的な協議の場を創出する。</p> <p>なお、協議会においては主に次の内容について検討を進めることとする。</p> <p>集積する魚種については、本海域特産のキジハタとオコゼ、当地域の各支所で水揚げの多いマダイ、イカ類を想定するが、水揚げ状況や需要・価格動向により、種類の追加を行うこととする。集積地については、「しまなみ海道」の基点である今治市に設定するが、島嶼域からの輸送の利便性を考慮し、しまなみ海道上の島嶼部にも集積地を設定する。選別・統一規格化については、氷の打ち方、入数、メ方、箱サイズ・パーチについて統一化を検討する。</p> <p>設定した集積地においては、集積により取扱量が増加するため、新たに氷の需要が発生することから、先ず氷の必要量について把握を行い、既存の製氷施設の更新や新設が必要となる際には、鮮度保持作用の高いオゾン氷や窒素置換氷、スラリーアイスなどの機能性氷の製造施設の導入について検討を開始する。鮮度保持効果については、県内の研究機関と協力して実証試験を行い、試験データを基に高鮮度流通を掲げ、「しまなみブランド」のブランドイメージの向上を図ることとする。</p> <p>県外流通に際して、当地域と隣接する燧灘東部地区では、平成30年度から民間運送会社を活用した、県外への流通の仕組みを構築しており、当地域が実施する燧灘東部沿岸を経由する東西ルートにおいて、燧灘東部地区の取組と協力体制を検討し、スケールメリットを活かした流通コストの削減を図る。また、併せて県外市場の市況情報を共有する体制づくりについても</p>
-------------	--

	<p>検討を開始し、取引価格の向上につなげていく。</p>
	<p>② 天然高級魚の増産・大型化による知名度向上</p> <p>本地区の特産種であり高値で取引されるキジハタとオコゼについて、資源増大と高級魚として知名度向上のための取組みを行う。</p> <p>資源量増大のために、これまでも行っていた、両魚種の稚魚の放流を今後も継続的に実施する体制を構築する。併せて、放流稚魚育成のための増殖場整備についても、継続的に実施するための設置計画案を作成する。</p> <p>また、放流直後の小型魚や増殖場付近での不合理漁獲を防止するための施策として、体長制限や禁漁区の設定を視野に入れ、先ず実態把握のために、小型魚の漁獲実態を把握する。実態把握については、漁業者による漁獲と併せて、地元支所の協力による現地調査により遊漁者による漁獲についても調査を行うこととする。</p> <p>③ 養殖魚種の多様化</p> <p>魚類養殖の主産地である県南部海域の宇和海域に比較して海水温が低いため、養殖に不利である当海域において、低水温に強いサケ科魚類の海面養殖技術を導入し、新たな地域ブランド魚として売り出すための取組みを行う。</p> <p>サケ科魚類の海面養殖技術の導入に際しては、水産研究センターなどの研究機関の技術指導を受けながら、初年度は当地域の数カ所で試験養殖を行い、成長・生残データから作業性や経済性を判断することとする。</p> <p>試験結果を基に、当海域内での、サケ科魚類の海面養殖技術の普及を図ることとする。</p> <p>④ ノリ養殖業の協業促進による高収益化</p> <p>ノリ養殖業者の協業化を促進することで、新型設備の導入コストの軽減や高品質化によるブランド化を図り、養殖漁家の所得を向上させるとともに、地球温暖化に代表される漁場環境の変化に対応するため、水産研究センター等の試験研究機関の開発した栄養塩添加技術及び開発中の高温耐性株の導入を検討し、収穫量の増加を図るための取組みを行うこととする。</p> <p>初年度については高品質な板ノリ生産のために必要な、生ノリの異物除去機と乾燥機の設備について、全生産者が継続的に利用できるように、ノリ養殖が盛んな支所の関係者や業者等を集めて協議会を設置し、実証に向けた具体的な協議の場を創出する。</p> <p>また、漁場環境の変化に対応する養殖技術を習得するために、試験研究機関の開催する研修会への参加や、試験研究機関の研究者を招いて研修会を</p>

開催することとする。

⑤ 藻類生産のグループ化による省力・省コスト化と品質向上

藻類生産業者（養殖及び天然採藻）において、グループ化を進め、共同集荷および共同加工体制を構築することにより、生産量の拡大と品質向上・ブランド化による養殖漁家の所得向上を図るための取組みを行うこととする。

初年度は、藻類養殖生産者の意見や情報交換をするために、協議会を組織して、グループ化・協業化に向けてのスケジュールを立てるとともに、加工技術の向上と統一化に向けた協議を行う。新規の養殖技術を習得するために、試験研究機関の開催する研修会への参加や、試験研究機関の研究者を招いて研修会を開催することとする。

⑥ 連携(産学・異業種)による水産物の付加価値化

地区内の水産関係団体同士の連携や、大学、農業関係者などとの産学および異業種間連携を促進し、6次産業化等による「しまなみブランド」商品を開発することにより、地域産品の競争力を強化して漁業者の収益の向上を図る取組みを行うこととする。

初年度は、「しまなみブランド」商品開発に向け、地区内関係者の意見を集約するとともに、外部講師を招聘して試作品を作成し、飲食店や小売店に対する試食会や販売・展示会を通して、意見聴取を行うこととする。

【中核的担い手育成関連】

支所は、漁業者所得向上の為の経営改善指導を実施することにより、「中核的漁業者」の育成と組織力強化を図る。

漁船漁業については、就業者フェアやセミナー等により新規就業者等を受入れ、雇用拡大を図ることで個人経営体数を保持する。更に、支所は行政と協力して、中核的担い手の後継者となるUIターン漁業者を積極的に誘致し、育成のための定住環境を整える。

意欲的な漁船漁業者に対しては、漁船リースや機器導入事業を活用して経営改善を図るとともに、更なる後継者の育成に努める。

海苔養殖経営体については、加工関係設備等による効率的な生産体制を検討し、経営改善を図るとともに、漁場環境の変化による不作を防ぐために、試験研究機関の開発した新しい技術を積極的に導入することに努める。

魚類養殖経営体については、新魚種養殖等による生産体制を検討し、経営改善を図るとともに、飼料効率の低下や疾病発生による損失を防ぐために、試験研究機関の開発した新しい技術を積極的に導入することに努める。

活用する 支援措置等	○競争力強化型機器等導入緊急対策事業（①・②・③・④・⑤） ○水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（②） ○水産業競争力強化緊急施設整備事業（①・②・③・④・⑤・⑥） ○広域浜プラン緊急対策事業（広域浜プラン実証事業）（①・②・⑥）
---------------	---

2年目（令和2年度）

取組内容	<p>【機能再編・地域活性化関連】</p> <p>地区内での連携を促進することで「しまなみブランド」を有効に活用し、当地区の水産物の付加価値向上と地域全体の競争力向上を図るため、1年目の取組み内容の成果を基に、引き続き以下の取組みを実践する。</p> <p>① 大消費地向け出荷に適した地区内集出荷機能の再編及び物流ルート構築</p> <p>協議会において、地元価格よりも高価に取引される県外市場へ流通させる、燧灘東部沿岸を經由する東西ルートと、しまなみ海道を經由する南北ルートの2経路を検討する。なお、東西ルートについては、燧灘東部地区協議会と協定を結び、協力体制を組んで行うこととする。</p> <p>集積地については、「しまなみ海道」の基点である今治市に設定するが、島嶼域からの輸送の利便性を考慮し、しまなみ海道上の島嶼部にも集積地を設定する。</p> <p>集積地においては、集積により取扱量が増加するため、新たに氷の需要が発生することから、先ず氷の必要量について把握を行い、既存の製氷施設の更新や新設が必要となる際には、鮮度保持作用の高いオゾン氷や窒素置換氷、スラリーアイスなどの機能性氷の製造施設の導入を主眼に計画を進める。</p> <p>② 天然高級魚の増産・大型化による知名度向上</p> <p>本海域での特産種であるキジハタとオコゼの資源量増大のために、両魚種の稚魚の放流を引き続き実施するとともに、放流稚魚育成のための増殖場整備について、設置計画案に基づき実施する。</p> <p>また、放流直後の小型魚や増殖場付近での不合理漁獲の実態を把握し、不合理漁獲防止のため、ポスターやパンフレット等を作成し、意識啓蒙活動を行う。</p> <p>③ 養殖魚種の多様化</p> <p>新たな地域ブランド魚として、サケ科魚類を売り出すため、海域内での、サケ科魚類の海面養殖技術の普及を図ることを目的に、前年度よりも試験養殖の規模を拡大し、引き続き、成長・生残データから作業性や経済性を判断する。また、高付加価値化についての取組として、愛媛県が知的所有権（特</p>
------	---

許第 6344563 号) を有する、魚肉への柑橘香添加技術を用いて、「みかんフイッシュ」作出についても検討を行う。

④ ノリ養殖業の協業促進による高収益化

ノリ養殖業者の協業化を促進することで、新型設備の導入コストの軽減や高品質化によるブランド化を図るために、協業化を進めるとともに、高品質な板ノリ生産のために必要な、生ノリの異物除去機と乾燥機の設備について、全生産者が継続的に利用できるように、協議会において設備導入及び更新についてのスケジュールを立てる。

また、地球温暖化に代表される漁場環境の変化に対応するため、試験研究機関が開発中の高温耐性株を試験的に導入し、成長や品質など漁場への適応性の検証を開始するとともに、研修会等により得られた栄養塩添加技術について、状況に応じて対応できる体制を構築する。

⑤ 藻類生産のグループ化による省力・省コスト化と品質向上

藻類生産業者（養殖及び天然採藻）において、引き続き、グループ化・協業化を進めるとともに共同集荷および共同加工体制を構築する。また、加工技術の向上と統一化を行い、品質向上を図ることとする。

⑥ 連携(産学・異業種)による水産物の付加価値化

地区内の水産関係団体同士の連携や、大学、農業関係者などとの産学および異業種間連携を促進し、6次産業化等による「しまなみブランド」商品を開発のため、引き続き、試作品を作成し、飲食店や小売店に対して試食会や販売・展示会を通して意見調書を行い、得られた意見をフィードバックして、小ロットでの生産・流通販売を開始する。

【中核的担い手育成関連】

支所は、漁業者所得向上の為の経営改善指導を実施することにより、「中核的漁業者」の育成と組織力強化を図る。

漁船漁業については、就業者フェアやセミナー等により新規就業者等を受入れ、雇用拡大を図ることで個人経営体数を保持する。更に、支所は行政と協力して、中核的担い手の後継者となるUIターン漁業者を積極的に誘致し、育成のための定住環境を整える。

意欲的な漁船漁業者に対しては、漁船リースや機器導入事業を活用して経営改善を図るとともに、更なる後継者の育成に努める。

海苔養殖経営体については、加工関係設備等による効率的な生産体制の検討を推進し、経営改善を図るとともに、漁場環境の変化による不作を防ぐ

	<p>ために、試験研究機関の開発した新しい技術を積極的に導入することに努める。</p> <p>魚類養殖経営体については、新魚種養殖等による生産体制の検討を推進し、経営改善を図るとともに、飼料効率の低下や疾病発生による損失を防ぐために、試験研究機関の開発した新しい技術を積極的に導入することに努める。</p>
活用する支援措置等	<p>○競争力強化型機器等導入緊急対策事業（①・②・③・④・⑤）</p> <p>○水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（②）</p> <p>○水産業競争力強化緊急施設整備事業（①・②・③・④・⑤・⑥）</p> <p>○広域浜プラン緊急対策事業（広域浜プラン実証事業）（①・②・⑥）</p>

3年目（令和3年度）

取組内容	<p>【機能再編・地域活性化関連】</p> <p>地区内での連携を促進することで「しまなみブランド」を有効に活用し、当地区の水産物の付加価値向上と地域全体の競争力向上を図るため、1年目、2年目の取組み内容の成果を基に、通算5年間の取組みの中間年にあたる3年目は、事業の成果と方向性を見極めながら、以下の取組みを実践する。</p> <p>① 大消費地向け出荷に適した地区内集出荷機能の再編及び物流ルート構築</p> <p>協議会において、2年目に引き続き、県外市場への流通ルートについて検討するとともに、氷の打ち方、入数、メ方、箱サイズ・パッチ等選別・統一規格化についての取組みを行う。</p> <p>鮮度保持作用の高いオゾン氷や窒素置換氷、スラリーアイスなどの機能性氷について、デモ機の導入を行い、県内の研究機関と協力して鮮度保持作用について実証試験を行い、試験データを基に高鮮度流通を掲げ、「しまなみブランド」のブランドイメージの向上を図ることとする。</p> <p>集積する魚種については、本海域特産のキジハタとオコゼ、当地域の各支所で水揚げの多いマダイ、イカ類を想定するが、水揚げ状況や需要・価格動向により、種類の追加を行うこととする。</p> <p>② 天然高級魚の増産・大型化による知名度向上</p> <p>本海域での特産種であるキジハタとオコゼの資源量増大のために、両魚種の稚魚の放流を引き続き実施するとともに、放流稚魚育成のための増殖場整備について、設置計画案に基づき引き続き実施する。</p> <p>また、放流直後の小型魚や増殖場付近での不合理漁獲の実態を把握し、不合理漁獲防止のため、ポスターやパンフレット等を作成・配布し、意識啓蒙活動を行う。</p>
------	--

	<p>③ 養殖魚種の多様化</p> <p>新たな地域ブランド魚として、サケ科魚類を売り出すため、海域内での、サケ科魚類の海面養殖技術の普及を図ることを目的に、試験養殖の規模を拡大し、引き続き、成長・生残データから作業性や経済性を判断する。また、高付加価値化についての取組として、愛媛県が知的所有権（特許第 6344563 号）を有する、魚肉への柑橘香添加技術を用いて、「みかんフィッシュ」作出についても検討を行い、商標登録出願等によりブランドイメージを高める。</p> <p>④ ノリ養殖業の協業促進による高収益化</p> <p>ノリ養殖業者の協業化を促進することで、新型設備の導入コストの軽減や高品質化によるブランド化を図るために、引き続き協業化を進めるとともに、生ノリの異物除去機と乾燥機の高額設備について、設備導入及び更新についてのスケジュールに従い事業を進める。また、地球温暖化に代表される漁場環境の変化に対応するため、一部に試験研究機関が作出した高温耐性株について引き続き試験的に導入し、成長や品質など漁場への適応性の検証を行うとともに、研修会等により得られた栄養塩添加技術と併せて、不作や色落ちによる品質低下を防止し、養殖ノリの生産を安定化する技術として普及を図る。</p> <p>品質の向上と生産量の安定と合わせて、加工品等の新商品開発と消費拡大の取り組みについても検討を行い、更なる経営の安定化を図る。</p> <p>⑤ 藻類生産のグループ化による省力・省コスト化と品質向上</p> <p>藻類生産業者（養殖及び天然採藻）において、引き続き、グループ化・協業化を進めるとともに共同集荷および共同加工体制を構築する。また、加工技術の向上と統一化を行い、品質向上を図ることとする。</p> <p>品質向上と合わせて、加工品等の新商品開発と消費拡大の取り組みについても検討を行い、更なる経営の安定化を図る。</p> <p>⑥ 連携(産学・異業種)による水産物の付加価値化</p> <p>地区内の水産関係団体同士の連携や、大学、農業関係者などとの産学および異業種間連携を促進し、6次産業化等による「しまなみブランド」商品を開発のため、引き続き試作品を作成し、飲食店や小売店に対して試食会や販売・展示会を通して意見調書を行い、得られた意見をフィードバックして、小ロットでの生産・流通販売を引き続き行う。</p>
--	--

	<p>⑦ 漁港施設の整備による水産業の競争力強化</p> <p>今治市では、下田水漁港、桜井漁港において、浮棧橋の設置や可動橋の補修を行うことにより漁業者の就労環境の改善を図り、効率的な作業を実現することで、水産業の競争力強化を図る。</p> <p>また、余所国漁港において、防波堤等の補修を行い避難港として、安全対策の向上を実現し、安定的な漁業活動の維持維持を図り、水産業の競争力強化を図る。</p> <p>【中核的担い手育成関連】</p> <p>支所は、漁業者所得向上の為の経営改善指導を実施することにより、「中核的漁業者」の育成と組織力強化を図る。</p> <p>漁船漁業については、就業者フェアやセミナー等により新規就業者等を受け入れ、雇用拡大を図ることで個人経営体数を保持する。更に、支所は行政と協力して、中核的担い手の後継者となるUIターン漁業者を積極的に誘致し、育成のための定住環境を整える。</p> <p>意欲的な漁船漁業者に対しては、漁船リースや機器導入事業を活用して経営改善を図ると共に、更なる後継者の育成に努める。</p> <p>海苔養殖経営体については、加工関係設備等による効率的な生産体制の検討を推進し、経営改善を図るとともに、漁場環境の変化による不作を防ぐために、試験研究機関の開発した新しい技術を積極的に導入することに努める。</p> <p>魚類養殖経営体については、新魚種養殖等による生産体制の検討を推進し、経営改善を図るとともに、飼料効率の低下や疾病発生による損失を防ぐために、試験研究機関の開発した新しい技術を積極的に導入することに努める。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<p>○競争力強化型機器等導入緊急対策事業（①・②・③・④・⑤）</p> <p>○水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（②）</p> <p>○水産業競争力強化緊急施設整備事業（①・②・③・④・⑤・⑥）</p> <p>○広域浜プラン緊急対策事業（広域浜プラン実証事業）（①・②・⑥）</p> <p>○水産業競争力強化漁港機能増進事業（⑦）</p>

4年目（令和4年度）

<p>取組内容</p>	<p>【機能再編・地域活性化関連】</p> <p>地区内での連携を促進することで「しまなみブランド」を有効に活用し、当地区の水産物の付加価値向上と地域全体の競争力向上を図るため、プラン前半3年目までの成果と、成果を基に示された方向性に向かって、事業4年目は、以下の取組みを実践する。</p>
-------------	--

	<p>① 大消費地向け出荷に適した地区内集出荷機能の再編及び物流ルート構築</p> <p>設定した集積地から県外市場への試験出荷を開始する。燧灘東部沿岸を経由する東西ルートと、しまなみ海道を経由する南北ルートの2経路の内、東西ルートについては、燧灘東部地区協議会と協定を結び、協力体制を組んで行うこととする。</p> <p>3年目に引き続き、スラリーアイス等の機能性氷を用いた実証試験を行い、高鮮度流通による「しまなみブランド」のイメージ向上を目指す。</p> <p>集積する魚種については、本海域特産のキジハタとオコゼ、当地域の各支所で水揚げの多いマダイ、イカ類を想定するが、試験出荷では、魚種別に県外出荷についての評価と経済性を判断することを目的に実施するため、その他の魚種についても出荷を行う。</p> <p>試験出荷による、流通先での評価・経済性について協議会内で検討を行い、出荷魚種、選別・統一規格の内容など適宜見直しを行う。</p> <p>なお、試験出荷についての取組については、経費節減とリスク削減のため「広域浜プラン実証事業」に申請し採択されることを前提に計画をすすめる。</p> <p>② 天然高級魚の増産・大型化による知名度向上</p> <p>本海域での特産種であるキジハタとオコゼの資源量増大のために、両魚種の稚魚の放流を引き続き実施するとともに、放流稚魚育成のための増殖場整備について、設置計画案に基づき引き続き実施する。</p> <p>また、放流直後の小型魚や増殖場付近での不合理漁獲防止のため、ポスターやパンフレット等を作成・配布し、意識啓蒙活動を継続するとともに、不合理漁獲防止を確実にするため、体長制限や禁漁区の設定についての検討を行う。</p> <p>③ 養殖魚種の多様化</p> <p>新たな地域ブランド魚として、サケ科魚類を売り出すため、海域内での、サケ科魚類の海面養殖技術の普及を図ることを目的に、これまでの試験養殖から得られた、成長・生残データから作業性や経済性を見極め、試験養殖から特定区画漁業権申請による事業化を図る。また、高付加価値化についての取組として、引き続き愛媛県が知的所有権（特許第 6344563 号）を有する、魚肉への柑橘香添加技術を用いて、「みかんフィッシュ」作出について検討を行い、商標登録出願等によりブランドイメージを高める。</p> <p>④ ノリ養殖業の協業促進による高収益化</p> <p>ノリ養殖業者の協業化を促進することで、新型設備の導入コストの軽減</p>
--	---

や高品質化によるブランド化を図るために、引き続き協業化を進めるとともに、生ノリの異物除去機と乾燥機の高額設備について、設備導入及び更新についてのスケジュールに従い事業を進める。また、地球温暖化に代表される漁場環境の変化に対応するため、一部に試験研究機関が作出した高温耐性株の試験導入結果から、高温耐性株の成長や品質について検討を行うとともに、研修会等により得られた栄養塩添加技術と併せて、不作や色落ちによる品質低下を防止し、養殖ノリの生産を安定化する技術として普及を図る。

品質の向上と生産量の安定と合わせて、加工品等の新商品開発と消費拡大の取り組みについての引き続き検討を行い、更なる経営の安定化を図る。

⑤ 藻類生産のグループ化による省力・省コスト化と品質向上

藻類生産業者（養殖及び天然採藻）において、引き続き、グループ化・協業化を進めるとともに共同集荷および共同加工体制を構築する。また、加工技術の向上と統一化を行い、品質向上を図ることとする。

品質向上と合わせて、加工品等の新商品開発と消費拡大の取り組みについて引き続き検討を行い、更なる経営の安定化を図る。

⑥ 連携(産学・異業種)による水産物の付加価値化

地区内の水産関係団体同士の連携や、大学、農業関係者などとの産学および異業種間連携を促進し、6次産業化等による「しまなみブランド」商品を開発のため、引き続き試作品を作成し、飲食店や小売店に対して試食会や販売・展示会を通して意見調書を行い、得られた意見をフィードバックして、小ロットでの生産・流通販売を軌道に乗せ、大手流通業者を通じた、大口の取引についても検討を行う。

【中核的担い手育成関連】

支所は、漁業者所得向上の為の経営改善指導を実施することにより、「中核的漁業者」の育成と組織力強化を図る。

漁船漁業については、就業者フェアやセミナー等により新規就業者等を受入れ、雇用拡大を図ることで個人経営体数を保持する。更に、支所は行政と協力して、中核的担い手の後継者となるU I ターン漁業者を積極的に誘致し、育成のための定住環境を整える。

意欲的な漁船漁業者に対しては、漁船リースや機器導入事業を活用して経営改善を図ると共に、更なる後継者の育成に努める。

海苔養殖経営体については、加工関係設備等による効率的な生産体制の検討を推進し、経営改善を図るとともに、漁場環境の変化による不作を防ぐ

	<p>ために、試験研究機関の開発した新しい技術を積極的に導入することに努める。</p> <p>魚類養殖経営体については、新魚種養殖等による生産体制の検討を推進し、経営改善を図るとともに、飼料効率の低下や疾病発生による損失を防ぐために、試験研究機関の開発した新しい技術を積極的に導入することに努める。</p>
<p>活用する 支援措置等</p>	<p>○競争力強化型機器等導入緊急対策事業（①・②・③・④・⑤）</p> <p>○水産業競争力強化漁船導入緊急対策事業（②）</p> <p>○水産業競争力強化緊急施設整備事業（①・②・③・④・⑤・⑥）</p> <p>○広域浜プラン緊急対策事業（広域浜プラン実証事業）（①・②・⑥）</p>

<p>取組内容</p>	<p>【機能再編・地域活性化関連】</p> <p>地区内での連携を促進することで「しまなみブランド」を有効に活用し、当地区の水産物の付加価値向上と地域全体の競争力向上を図るため、事業最終年度となる5年目は、これまでの取り組みの総括を行うとともに、事業を通して設定したプランが維持・発展できる仕組みを構築するため、以下の取組を実践する。</p> <p>① 大消費地向け出荷に適した地区内集出荷機能の再編及び物流ルート構築</p> <p>海域内に設定した集積地から県外市場へのお荷について、試験出荷の結果をフィードバックし、燧灘東部沿岸を經由する東西ルートと、しまなみ海道を經由する南北ルート2経路のお荷体制を安定化させ、集積・お荷する魚種の多様化するとともに、選別・統一規格化に基づいたお荷を行うことで、お荷先からの信用を確立する。</p> <p>お荷に使用する氷について、県内の研究機関の協力により実証された、鮮度保持作用の高いオゾン氷や窒素置換氷、スラリーアイスなどの機能性氷を使用し、実証データを基に高鮮度流通を掲げた「しまなみブランド」の定着を図る。</p> <p>さらに、燧灘東部地区の取組との協力体制を継続的に持続させるため、県外市場の市況情報を共有する体制を構築し、燧灘地区全体で取引価格の向上につなげる取組とするとともに、他地区との更なる連携を模索する。</p> <p>② 天然高級魚の増産・大型化による知名度向上</p> <p>本海域での特産種であるキジハタとオコゼの資源量増大のために、両魚種の稚魚の放流を引き続き実施するとともに、放流稚魚育成のための増殖場整備について、設置計画案に基づき引き続き実施する。</p> <p>放流直後の小型魚や増殖場付近での不合理漁獲防止のため、ポスターやパンフレット等を作成・配布し、意識啓蒙活動を継続するとともに、不合理漁獲防止を確実にするため、体長制限や禁漁区の設定について、自主規制に止まらず、漁業調整員会指示や漁業調整規則改正による規制も視野に活動を進める。</p> <p>③ 養殖魚種の多様化</p> <p>新たな地域ブランド魚として、サケ科魚類を売り出すため、海域内での、サケ科魚類の海面養殖技術の普及を図ることを目的に、これまでの試験養殖から得られた、成長・生残データから作業性や経済性を見極め、試験養殖から特定区画漁業権申請による事業化を図る。また、高付加価値化についての取組として、引き続き愛媛県が知的所有権（特許第 6344563 号）を有す</p>
-------------	--

る、魚肉への柑橘香添加技術を用いて、「みかんフィッシュ」作出について検討を行い、商標登録出願等により、ブランドを確立する。

④ ノリ養殖業の協業促進による高収益化

ノリ養殖業者の協業化を促進することで、新型設備の導入コストの軽減や高品質化によるブランド化を図るために、引き続き協業化を進めるとともに、生ノリの異物除去機と乾燥機の高額設備について、設備導入及び更新についてのスケジュールに従い事業を進める。また、地球温暖化に代表される漁場環境の変化に対応するため、一部に試験研究機関が作出した高温耐性株を導入し、成長や品質について検討を行うとともに、研修会等により得られた栄養塩添加技術と併せて、不作や色落ちによる品質低下を防止し、養殖ノリの生産を安定化する技術として普及を図る。

品質の向上と生産量の安定と合わせて、加工品等の新商品開発と消費拡大の取り組みについての引き続き検討を行い、ブランドの確立による高収益化を図る。

⑤ 藻類生産のグループ化による省力・省コスト化と品質向上

藻類生産業者（養殖及び天然採藻）において、引き続き、グループ化・協業化を進めるとともに共同集荷および共同加工体制を構築する。また、加工技術の向上と統一化を行い、品質向上を図ることとする。

品質向上と合わせて、加工品等の新商品開発と消費拡大の取り組みについて引き続き検討を行い、更なる経営の安定化を図る。

⑥ 連携(産学・異業種)による水産物の付加価値化

地区内の水産関係団体同士の連携や、大学、農業関係者などとの産学および異業種間連携を促進し、6次産業化等による、「しまなみブランド」商品を開発のため、引き続き試作品を作成し、飲食店や小売店に対して試食会や販売・展示会を通して意見調書を行い、得られた意見をフィードバックして、小ロットでの生産・流通販売を軌道に乗せ、大手流通業者を通じた、大口の取引により、「しまなみブランド」商品の知名度を向上させるとともに、隣接地域との連携も模索し活動の範囲を広め、地域全体で継続的な収益の向上を目指す。

【中核的担い手育成関連】

支所は、漁業者所得向上の為の経営改善指導を実施することにより、「中核的漁業者」の育成と組織力強化を図る。

漁船漁業については、就業者フェアやセミナー等により新規就業者等を

	<p>受入れ、雇用拡大を図ることで個人経営体数を保持する。更に、支所は行政と協力して、中核的担い手の後継者となるUIターン漁業者を積極的に誘致し、育成のための定住環境を整える。</p> <p>意欲的な漁船漁業者に対しては、漁船リースや機器導入事業を活用して経営改善を図ると共に、更なる後継者の育成に努める。</p> <p>海苔養殖経営体については、加工関係設備等による効率的な生産体制の検討を推進し、経営改善を図るとともに、漁場環境の変化による不作を防ぐために、試験研究機関の開発した新しい技術を積極的に導入することに努める。</p> <p>魚類養殖経営体については、新魚種養殖等による生産体制の検討を推進し、経営改善を図るとともに、飼料効率の低下や疾病発生による損失を防ぐために、試験研究機関の開発した新しい技術を積極的に導入することに努める。</p>
活用する支援措置等	<p>○競争力強化型機器等導入緊急対策事業（①・②・③・④・⑤）</p> <p>○水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（②）</p> <p>○水産業競争力強化緊急施設整備事業（①・②・③・④・⑤・⑥）</p> <p>○広域浜プラン緊急対策事業（広域浜プラン実証事業）（①・②・⑥）</p>

(5) 関係機関との連携

愛媛県、再生委員会を構成する市町（今治市、越智郡上島町）及び愛媛県漁協との連携の下、本プランの確実な実践を図る。

(6) 他産業との連携

地元流通業者と連携して県外市場への流通ルートを開拓し、地元漁業機器・設備機器メーカーと連携しつつ、漁家の協業化に伴う新施設の導入を行うこととする。新製品の開発に際しては、大学、農業関係者、食品加工業者などとの産学および異業種間連携を促進による六次化を積極的に支援することとする。

漁業関係者だけでなく、他産業との連携も促進することで「しまなみブランド」を有効に活用し、当地区の水産物の付加価値向上と地域全体の競争力の向上を達成する取組みにする。

4 成果目標

(1) 成果目標の考え方

【機能再編・地域活性化関連】

① 地区内における集積地を絞り、選別・統一規格化することで、「しまなみブランド」として、量販店や県外の大消費地に、地元価格よりも高価に流通させるルートを流通業者とともに構築することで、平均単価を10%向上させるとともに、本海域特産のキジハタとオ

コゼについて、稚魚の放流を継続的に実施するとともに増殖場を整備するなど、資源量増大に努めることで、漁獲量を 10%向上させることを目標とする。

- ② 低水温に強いサケ科魚類の海面養殖技術の導入により、魚類養殖繁忙期を避けた短期養殖可能なサケ類の海面養殖の普及を図り、現在の試験養殖の取組み段階から、特定区画漁業権取得による事業化することで、養殖量を 2 倍に増加させることを目標とする。
- ③ ノリ養殖業者の協業化を促進することで、新型設備の導入コストの軽減や試験研究機関の開発した技術を積極的に導入して、高品質化によるブランド化を図ることで、出荷金額を 10%向上させることを目標とする。
- ④ 藻類生産において、グループ化を進め、共同集荷および共同加工体制を構築することにより、出荷金額を 10%向上させることを目標とする。
- ⑤ 地区内の水産関係団体同士の連携や、大学、農業関係者などとの産学および異業種間連携を促進し、地元で水揚げされる魚介類を原材料として、6 次産業化等による、「しまなみブランド」商品を生産・流通販売することを目標とする。
- ⑥ 当広域浜プランの取組みによって開発された商品や技術について、漁業者の権利を守り、「しまなみブランド」のブランドイメージを高める方策として、商標登録や特許等の知的財産権を設定することを目標とする。

【中核的担い手育成関連】

参画支所は漁業所得向上のための経営改善指導を行い新たな中核的漁業者の育成に取り組むとともに、新規漁業就業者総合支援事業等を活用し、就業フェアやセミナー等により漁業研修生の受入や雇用拡大を行い、地域の漁業の中心となる若手漁業者数（60 歳未満）の正組合員の減少に歯止めをかけることを目標とする。

(2) 成果目標

単価アップ	マダイ	基準年	平成 28 年度： 887 (円/kg)
		目標年	令和 35 年度： 975 (円/kg)
	スズキ	基準年	平成 28 年度： 526 (円/kg)
		目標年	令和 35 年度： 578 (円/kg)
	チヌ	基準年	平成 28 年度： 360 (円/kg)
		目標年	令和 35 年度： 396 (円/kg)

	ハモ	基準年	平成 28 年度： 402 (円/kg)
		目標年	令和 35 年度： 442 (円/kg)
漁獲量 (出荷金額) アップ	キジハタ	基準年	平成 29 年度： 2,259,700 円
		目標年	令和 35 年度： 2,485,670 円
	オコゼ	基準年	平成 29 年度： 1,093,200 円
		目標年	令和 35 年度： 1,202,520 円
	養殖ノリ	基準年	平成 29 年度： 385,000,000 円
		目標年	令和 35 年度： 423,500,000 円
	海藻類	基準年	平成 28 年度： 16,577,579 円
		目標年	令和 35 年度： 18,235,336 円
海面養殖サケ類魚類養殖尾数 (出荷尾数)	基準年	平成 29 年度： 2,200 尾	
	目標年	令和 35 年度： 4,400 尾	
6 次化商品の開発・販売数	基準年	平成 30 年度： 0 商品	
	目標年	令和 35 年度： 3 商品	
知的財産権の設定	基準年	平成 30 年度： 0 件	
	目標年	令和 35 年度： 2 件	
正組合員に占める 60 歳未満の 割合	基準年	平成 29 年度 41.3%	
	目標年	令和 35 年度 41.3%	

(3) 上記の算出方法及びその妥当性

<p>【主要魚種の平均単価向上】</p> <p>基準年：平成 29 年における松山市公設水産地方卸売市場における卸値平均単価 目標年：令和 35 年における卸値平均単価（基準年の+10%）</p> <p>当海域では、現在、公設魚市場が 3 箇所あるが、規模が小さく集荷される量も少ないため、価格変動が大きく、管内の仲卸業者がある程度の量をまとめて松山市公設水産地方卸売市場に運んで売りさばいている。そのことから管内での卸売価格は松山市公設水産地方卸売市場価格よりも低いものと推察される。当プランを取り組むことにより、管内から直接下表のとおり松山市公設水産地方卸売市場よりも高値で取引される流通経路が開拓されるため、卸値の平均単価上昇が見込まれる。</p>

表 平成 29 年の魚種別市況 (年間平均値 kg/円)

魚 種	松山市 水産地方卸売市場	広島市 中央卸売市場	松山市との 価格比
マダイ	720	940	1.30
ハモ	454	1,086	2.39
カワハギ	761	1,523	2.00

【主要魚種の漁獲量（出荷金額）向上】

基準年：(キジハタ、オコゼ) 平成 29 年度における桜井漁協における取扱い金額
 (養殖ノリ) 平成 29 年度愛媛県漁連・全海苔 燧灘西部板ノリ共販結果
 (海藻類) 平成 28 年度管内漁業統計値

目標年：(キジハタ、オコゼ) 令和 35 年度における桜井支所における取扱い金額
 (基準年+10%)
 (養殖ノリ) 令和 35 年度愛媛県漁連・全海苔 燧灘西部板ノリ共販結果
 (基準年+10%)
 (海藻類) 令和 35 年度管内漁業統計値
 (基準年+10%)

【海面養殖サケ科魚類の出荷尾数向上】

基準年：平成 29 年度における出荷尾数 (試験養殖)

目標年：令和 35 年度における出荷尾数 (特定区画漁業権設定による養殖) (基準年+200%)

【6 次化商品の開発・販売数向上】

基準年：平成 30 年度における開発・販売数

目標年：令和 35 年度における開発・販売数 (新規に 3 商品)

【知的財産権の設定数向上】

基準年：平成 30 年度における知的財産権の設定件数

目標年：令和 35 年度における知的財産権の設定件数 (新規に 2 件)

【正組合員数に占める若手漁業者の割合】

愛媛県漁協指導協会が毎年実施している組合員調査データに基づき、地区内の正組合員に占める若手 (60 歳未満) 漁業者の割合の変動率を算出した。

基準年：平成 29 年度 (プラン取組み前)

目標年：令和 35 年度 (プラン取組み後)

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生広域プランとの関係性
競争力強化型機器等導入緊急対策事業	生産性の向上や省エネ機器導入により漁業収入の向上に努めるとともに燃油コストの削減に努める
水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業	地区内の中核的漁業者を選定し、漁船リース事業に必要な漁船の更新（新造・中古）を行い、担い手対策の底支えを行う。
水産業競争力強化緊急設備整備事業	共同利用施設の整備を行い、広域浜プランに掲げられている諸目的達成の足掛かりとする。
広域浜プラン緊急対策事業（広域浜プラン実証事業）	専門家の助言を受けながら、事業連携に係る試験的取組を行う。
水産業競争力強化漁港機能増進事業	競争力のある生産・流通体制の構築を図るために必要となる漁港機能を増進する取組を緊急的に推進する。